

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成4年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(警察本部長委任事項) 第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。		(警察本部長委任事項) 第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。	
事務の種類	内容	事務の種類	内容
道路交通法の施行に関する事務	[略]	道路交通法の施行に関する事務	[略]
	<u>第90条第3項</u>		[略]
	<u>第90条第4項</u> 、 <u>第103条第1項</u> 及び <u>第3項</u> 並びに <u>第104条の2の3第1項</u>		[略]
	<u>第90条第5項</u> において準用する <u>同条第3項</u>		[略]
	<u>第90条第9項</u> 及び <u>第103条第8項</u>		[略]
	[略]		[略]
	<u>第106条の2</u>		[略]
[略]	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。		備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。